

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

ア 業務委託名

うるま市地域包括支援センター運営業務(3年業務 ※債務負担行為)

イ 業務内容

包括的支援事業(介護保険法(以下「法」という。)第 115 条の 45 第2項)

認知症地域支援・ケア向上事業(法第 115 条の 45 第2項第6号)

介護予防把握事業(法第 115 条の 45 第 1 項第2号)

なお、業務の詳細については、うるま市地域包括支援センター運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

ウ 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

ただし、本業務の開始後、関係法令を遵守しない場合又は本業務の実施につき著しく不相当と認めた場合は、うるま市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の意見を聞いた上で、期間の満了前に契約を解除する場合がある。

エ 提案上限金額

各日常生活圏域の提案上限金額(年間)は、包括的支援事業及び介護予防等把握事業、認知症地域支援・ケア向上事業を含むものとする。

※提案内容に関わらず、この提案上限価格を超える金額は受け付けない。

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

日常生活 圏域	1 会計年度あたりの上限額				3 年間の 契約上限額 (R9 年度～R11 年 度)
	包括的支援 事業	介護予防 把握事業 ※消費税込み	認知症地域支 援・ケア向上事業	合計	
石川	27,830千円	5,170千円	5,170 千円	38,170 千円	114,510 千 円
具志川北	27,830千円	5,170千円	5,170 千円	38,170 千円	114,510 千 円
具志川東	27,830千円	5,170千円	5,170 千円	38,170 千円	114,510 千 円
具志川西	27,830千円	5,170千円	5,170 千円	38,170 千円	114,510 千 円
具志川南	27,830千円	5,170千円	5,170 千円	38,170 千円	114,510 千 円

与勝西	27,830千円	5,170千円	5,170 千円	38,170 千円	114,510 千 円
与勝東	27,830千円	5,170千円	5,170 千円	38,170 千円	114,510 千 円

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書(案)	
3	業務説明資料	
4	業務仕様書(案)	
5	評価基準	
6	プロポーザル方式実施説明書	
7	様式1	説明会参加申込書
8	様式2	参加意向申出書
9	様式3	参加資格確認結果通知書
10	様式4	質問書
11	様式5	結果通知書
12	様式6	職員配置計画及び配置(予定)職員の経歴書
13	様式7	暴力団排除に関する誓約書
14	様式8	応募申込書
15	様式9	地域包括支援センター運営業務提案書
16	様式10	収支計画書
17	様式11	地域包括支援センター事務所設置(予定)場所の状況
18	様式12	法人概要
19	様式13	法人代表の経歴書
20	様式14	法人役員名簿
21	様式15	地域包括支援センター開設までの日程 ※新規の場合のみ

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
公告(公募開始)	令和8年10月14日(水)
事前説明会開催日	令和8年10月22日(木)
募集に係る質問書の受付	令和8年10月19日(月)から10月28日(水)午後5時まで
質問書への回答の公表(市HP)	令和8年10月30日(金) 市HPにて回答を公表
参加意向申出書の受付期間	令和8年10月30日(金)から11月6日(金)午後5時まで
参加資格確認結果通知書交付	令和8年11月10日(火)
企画提案書の受付期間	令和8年11月10日(火)から11月18日(水)午後5時まで
1次審査結果通知	令和8年11月20日(金)※予定
2次審査(ヒヤリング及びプレゼンテーション)	令和8年11月27日(金)※予定
受託候補者の決定及び通知	令和8年12月上旬※予定
契約締結	令和9年2月下旬頃※予定
引継及び準備期間	令和8年12月上旬～令和9年3月下旬
事業開始	令和9年4月1日

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市福祉部 介護長寿課 地域支援係 担当:真鳥・照屋

電話 098-973-5112 FAX098-982-6041

メールアドレス kaigo-shien@city.uruma.lg.jp

3 公募に関する説明会(事務手続き等)

(1)日時 令和8年10月22日(木) 午前10:00～11:00

(2)場所 うるま市役所 東棟 2階第2会議室

(3)内容 委託業務の内容、応募書類の確認等

(4)参加者 2名まで

(5)提出書類 説明会参加申込書(様式1)

※応募にあたっては、積極的に説明会に出席すること。また、台風等により(1)の日時で開催できない場合には、予備日の10月26日(月)に延期する。詳細については、うるま市公式HPに掲載する。

4 参加するために必要な資格

包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ安定的に運営することができる法人であって、以下の全ての要件を満たしていること。

(1)うるま市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)を満たしており、仕様書に基づくサービスの提供ができること。

(2)地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4第の規定に該当する者でないこと。

- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5)法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (6)うるま市の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (7)介護保険法第115条の22第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (8)法人の経営状態が健全であると認められること。
- (9)自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。)
 - ②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (10)「うるま市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の内容を把握し、本市が目指す「地域包括ケアシステム」を協働により取り組むことができること。

5 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり、参加意向申出書(様式2)、その他参加資格を確認するために必要な書類を提出すること。

- ア 受付期間 令和8年10月30日(金)～令和8年11月6日(金)午後5時まで (必着)
- イ 提出先 うるま市福祉部介護長寿課 地域支援係
- ウ 提出方法 持参又は郵送
 - ※持参の場合は、土日及び祝日を除く
 - ※郵送の場合は、書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。

エ 提出書類

- (ア) 参加意向申出書(様式2)
- (イ) 参加資格を確認するために必要な書類
 - 1. 定款
 - 2. 全部事項証明書又は登記簿謄本
 - 3. 法人及び法人住民税(市税及び県税)に滞納がないことを証明する証明書
(3か月以内のもの)

4. 財務諸表(直近1か年の貸借対照表及び損益計算書)
5. 職員配置計画及び配置(予定)職員の経歴書(様式6)
6. 暴力団排除に関する誓約書(様式7)

(2) 参加資格確認結果通知書(様式3)の交付

- ア 交付方法 参加意向申出者全てに対して電子メールで通知
イ 日 時 令和8年11月10日(火)
ウ その他 電話連絡等はしない。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和8年11月11日(水)午後5時まで(※必着)
イ 提出方法 理由説明要求書の持参
ウ 提出先 うるま市福祉部介護長寿課 地域支援係
エ 提出書類 任意による

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質問のある場合は、次により質問書(様式4)を提出すること。質問に対する回答は、市ホームページで公表する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ア 提出期限 令和8年10月28日(水)午後5時まで(必着)
イ 提出先 うるま市福祉部介護長寿課 地域支援係
ウ 提出方法 FAX又は電子メール(着信確認を行うこと。)
エ 回答及び方法 令和8年10月30日(金) 市HPに回答を公表する。

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- ア 第1章4に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
イ 第1章5(1)エ及び第2章1(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料(以下「企画提案書等」という。)の作成要領

企画提案書等は、指定された様式で作成すること。サイズはA4版を標準とする。1枚片面、フォントは10から12ポイントとする。

(1) 企画提案書等の提出

- ア 応募申込書(様式8)

- イ 地域包括支援センター運営業務提案書(様式9)
- ウ 収支計画書(様式10)
- エ 地域包括支援センター事務所設置(予定)場所の状況(様式11)
- オ 法人概要(様式12)
- カ 法人代表者の経歴書(様式13)
- キ 法人役員名簿(様式14)
- ク 地域包括支援センター開設までの日程(様式15)※新規の場合のみ

- (2) 提出部数 7部(正本1部、副本5部)
- (3) 提出先 うるま市福祉部 介護長寿課 地域支援係
- (4) 提出期限 令和8年11月18日(水) 午後5時まで
- (5) 提出方法 持参(土日及び祝日を除く)※郵送による提出は受け付けない。

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提出書類はA4縦型フラットファイルに左とじとし、指定の表紙を付け、全書類に通しのページ数とインデックスを付すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

4 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、提出書類の修正、追加、変更を認めないが、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の本業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 審査

書面及びプレゼンテーション審査は、市が選定した選定委員会が次のように行い、運営協議会の意見を踏まえ、日常生活圏域ごとの受託候補者を特定する。

(1) 第1次審査(書類審査)

(ア) 提出された参加意向申出書等について、評価基準に従い書類審査を実施する。

(イ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8年11月20日(金)(予定)までに、書面にて通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

(ア) 実施日 令和8年11月27日(金)(予定)詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 第2次審査は、提案された「地域包括支援センター運營業務提案書(様式9)」に記載した内容をプレゼンテーションをするものとし、パワーポイント等の電子データ、動画、映像、音声その他のプレゼンテーション用資料及び投影機器等の使用は認めない。

(ウ) 提案書の内容を補足するための追加資料、配布資料を新たに提出又は配布することはできない。

(エ) 評価基準に従い審査を行う。

(オ) プレゼンテーションへの出席者は2人以内(うち 1 人は本業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、プレゼンテーション時間は 1 者あたり25分程度(説明15分、質疑10分程度)を予定している。

(3) 評価基準 別紙「審査評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

(3) 審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4) 提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和8年12月3日(木)(予定)までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の(ア)、(イ)に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消するものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

(ア) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

(イ) 第1章5(1)エ及び第2章1(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第4章 その他

1 その他

- (1) 本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。
- (2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限以降の参加意向申出書、企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

2 受託法人の変更

- (1) 受託法人が変更となる場合は、本業務の移行を円滑に行うため、変更前の受託法人と協力して業務全般における引継ぎを令和9年3月末までに行うこと。
- (2) 地域包括支援センターは、高齢者等との密接なつながりを持ちながら高齢者や家族等をささえている重要な施設であるため、受託法人が変更となる場合は、変更後の受託法人が、高齢者や地域住民、関係機関等に対して、設置場所、業務の引継ぎ等について十分な説明を行い、理解を得られるように最大限の配慮をすること。
- (3) 業務の引継ぎに必要な経費は、変更後の受託法人が負担すること。
- (4) 契約満了時に受託法人が変更となる場合は、業務の移行を円滑に行うため、変更後の受託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを市が指示する日までに行うこと。